

## 地域公共交通計画

令和8(2026)年6月5日

(名称)千曲市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

## (1)千曲市の概況

千曲市は長野県北部に位置し、平地部と山間部を併せ持つ中山間地域である。

人口減少と少子高齢化が進行し、高齢化率は県平均を上回る水準で推移している。

鉄道(しなの鉄道線等)沿線や幹線道路沿いには市役所、鉄道駅、医療機関、商業施設等が集積している一方で、住宅地が分散する地域や、地形的制約のある地域も多く、路線バスによる面的なカバーには限界がある。

自家用車への依存度も高く、免許返納者や自家用車を利用できない高齢者等の移動手段の確保が課題となっている。

## (2)デマンド交通の必要性

千曲市では、路線バスでは十分にカバーできないエリアにおいても、高齢者や免許返納者の通院・買物・公共施設利用など日常生活の移動手段を確保する必要がある。

これらのエリアには、県内外から多くの観光客が訪れる「あんずの里」や、千曲川沿いの温泉街として知られる「戸倉上山田温泉」、歴史的な町並みが残る「稲荷山重要伝統的建造物群保存地区」、姨捨の棚田をはじめとする「日本遺産の構成文化財」など、温泉・歴史的町並み・棚田景観が一体となった観光資源が集積しており、市民の生活交通とあわせて観光・交流面での移動需要にも対応できる公共交通の整備が求められている。

このため、本市は平成24(2012)年度から運行を行っている「東部エリア」に加え「稲荷山・八幡エリア」「更級エリア」「上山田エリア」においてデマンド型乗合タクシーの実証運行(令和5(2023)年9月25日～令和8(2026)年4月19日)を行い、評価・検証に基づき利便性の向上を図ったうえで、令和8(2026)年4月20日からも継続して運行することとした。

上記市内デマンド型乗合タクシー4エリアは、広域幹線(鉄道及び屋代須坂線)及び市内幹線(大循環線)に接続する支線として、地域公共交通確保維持事業を活用しながら生活交通と観光・交流を支えるデマンド型乗合タクシー(区域運行)を安定的に維持する必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1)事業の目標

千曲市地域公共交通計画(P.45)に基づき、目標を次のように設定する。

エリア		東部	稲荷山・八幡	更級	上山田
年間利用者数(人)	現状値	4,599	798	435	553
	目標値	4,599	1,119	630	664
行政支出額(市負担額)(万円)	現状値	1,287	319	181	232
	目標値	1,287	372	216	207
収支率(%)	現状値	6.53	6.66	6.28	6.66
	目標値	6.60	6.73	6.34	6.73

・年間利用者及び行政支出額の現状値については、東部エリアにおいては令和4(2022)年度、他3エリアにおいては令和6(2024)年度の数値を用いている。

・収支率においては、現状値(前々年度)の1%以上の改善率を元に算定する。

(2)事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスの空白・不便地域における生活交通の確保。</li> <li>・高齢者・免許返納者等の通院・買物・公共施設利用等の移動機会の維持・拡大。</li> <li>・大循環線・鉄道駅等との結節により、市内外への移動の利便性が向上。</li> <li>・自家用車に依存しない移動手段の提供による交通安全面・環境面の効果。</li> </ul>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>千曲市地域公共交通計画に記載している、2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体は下記の通り(事業番号は交通計画より引用)。</p> <p>(2)② 公共交通を持続させるための料金体系の整備(千曲市)P52</p> <p>(3)⑦ 割引制度の維持・継続(千曲市)P54</p> <p>(3)⑧ キャッシュレス化の推進(千曲市、しなの鉄道、交通事業者)P54</p> <p>(4)① 公共交通利用につながる情報発信(千曲市、交通事業者、長野県)P55</p> <p>(4)② 公共交通利用のきっかけづくり(千曲市)P55</p> <p>(4)③ 本市の公共交通を取り巻く状況の発信(千曲市)P55</p> <p>(4)④ デマンド型乗合タクシーの予約支援 (医療施設、商業施設、金融機関、交通事業者、千曲市)P56</p> <p>(4)⑤ 運転免許証自主返納者に対する支援(千曲市)P56</p> <p>(4)⑥ 次代を担う世代に対する利用促進 (千曲市、市内保育園・幼稚園・小中学校、交通事業者)P56</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び 運送予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内デマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額(30,846,023 円)のうち、千曲市から運行事業者への負担金額については、運行収入(1,875,600 円)を運行経費から差し引いた差額分(28,970,423 円)を負担することとしている。(金額は R7(2025)年度実績)</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<p>年間利用者数、行政支出額、収支率について、運行事業者がとりまとめた後、市に報告する月次の運行実績に基づく数値指標によりモニタリング・評価を実施する。</p>
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行 回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準 ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1)事業の目標
※該当なし
(2)事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1)事業の目標
※該当なし
(2)事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額  
**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6(2024)年3月21日

千曲市地域公共交通計画について協議、承認

令和8(2026)年1月14日

地域公共交通(地域内フィーダー系統)確保維持事業に係る地域公共交通(本計画・令和8事業年度別紙計画)の変更・策定について協議、承認

令和8(2026)年6月5日

地域公共交通(地域内フィーダー系統)確保維持事業に係る地域公共交通(本計画・令和9事業年度別紙計画)の変更・策定について協議、承認

19. 利用者等の意見の反映状況

千曲市地域公共交通計画策定にあたり、市のホームページ及び庁舎窓口にて本計画に関する意見を募集した。

千曲市地域公共交通活性化協議会に公募委員として市民代表2名に出席いただき、デマンド交通の具体的な利用事例を住民向けに示した方が利用促進されるのではないかと意見を聞き取り、住民向け説明資料に反映した。

利用者(希望)者からの意見を反映し、随時停留所の追加等を行っている。また、待合用のベンチの設置及び更新も毎年実施している。

令和7年6月に、利用者に対するアンケート調査を実施し、アンケート結果に基づき大循環線との接続性の改善を図った。

令和8年1月一部変更に伴い、公募委員及び民生児童委員協議会代表2名、その他利害関係者も委員である千曲市地域公共交通活性化協議会において、協議を実施。

令和8年6月に、公募委員及び民生児童委員協議会代表2名、その他利害関係者も委員である千曲市地域公共交通活性化協議会において、協議を実施。

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所)長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

(所 属)事務局(千曲市総合政策課)

(氏 名)橋立 慎太郎

(電 話)026-273-1111(内線 4132)

(e-mail)koutsuu@city.chikuma.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
千曲市	更埴観光タクシー(株)	(1) 東部地区デマンド型乗合タクシー		東部地区		往 km 復 km	240日	3,877回			区域運行	①	③
				稲荷山・ 八幡地 区		往 km 復 km	109日	339回			区域運行	①	①
				更級地 区		往 km 復 km	109日	240回			区域運行	①	①
				上山田 地区		往 km 復 km	108日	264回			区域運行	①	①
						往 km 復 km	日	回					

(注)

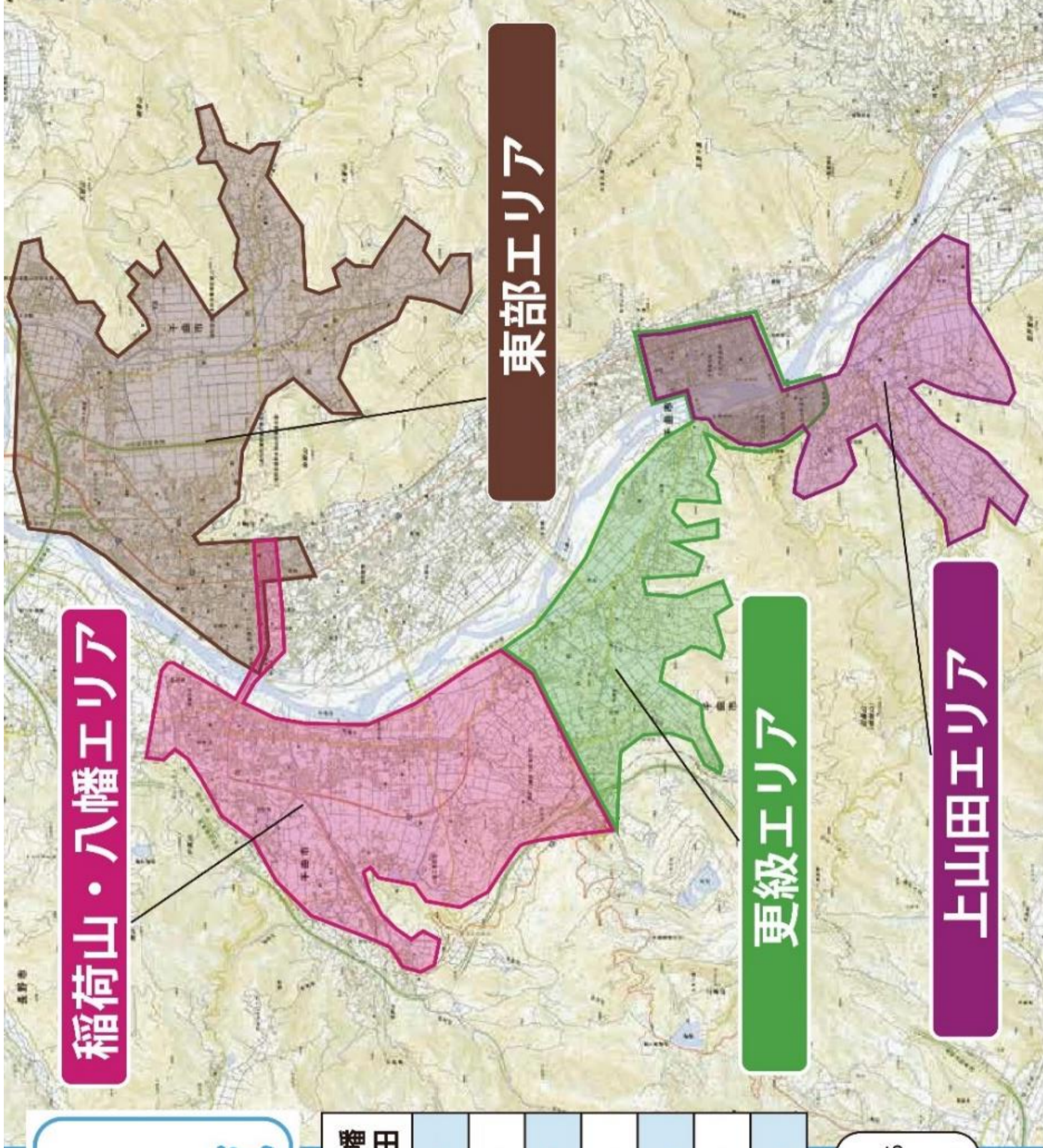
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、「利便増進計画」又は「運送継続計画」の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 添付資料① 運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤ

# ダイヤモンド型 乗合タクシー 運行エリア一覧

エリア別 運行時刻表	東部	稲荷山・八幡 更級、上山田
1便	8:30～	9:00～
2便	9:30～	10:00～
3便	10:30～	11:00～
4便	11:30～	12:00～
5便	12:30～	13:00～
6便	14:30～	14:00～
7便	16:00～	15:30～

- ・利用するには、事前の登録が必要です。
- ・エリアごとの乗降可能な停留所は、P12～P15をご確認ください。
- ・エリアを越えた移動には乗り換えが必要です。



# 循環バス・デマンド型乗合タクシー 利用案内

1

## 循環バス

乗車料金		割引条件
区分	料金	
大人	200円	
65歳以上の市民	100円	割引券の提示(総合政策課に要申請)
小中学生	100円	
未就学児	無料	
身体障害者 手帳等を持 持する方 <sup>(1)</sup>	市民 無料 市外の方 半額	無料券の提示(福祉課に要申請) 手帳を提示
上記 <sup>(1)</sup> の介助者	市民 無料 市外の方 半額	

### ご利用の注意事項

- バスが片側しかない場合は、進行方向側でお待ちください。
- 割引乗車券等をお持ちの方は、降車の際に提示してください。
- 路線図に点線で表記されている区間はフリー乗降区間で、バス停のない場所でも下記の方法で乗降することかできます。
- <乗車方法> バスが来たら手をあげて運転手に知らせます。
- <降車方法> 乗車した際と、降りない場所が近づいた際に、運転手に知らせます。

<sup>(1)</sup>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方等、詳しくは福祉課にお問合せください。

## デマンド型乗合タクシー

乗車料金		割引条件
区分	料金	
大人	300円	
小中高生	200円	
未就学児	無料	
身体障害者手帳等 所持する方 <sup>(1)</sup>	200円	手帳を提示
上記 <sup>(1)</sup> の介助者	200円	

### ご利用の注意事項

- 事前登録の無い方は、利用できないのでご注意ください。
- 運行状況によって、到着時間が前後する場合があります。
- 乗合運行のため、時間に余裕をもってお待ちください。
- 直前のキャンセルや変更には対応できないことがあります。
- 通常のタクシーと異なり、停留所の無い場所では乗り降りできないのでご注意ください。

### 利用手順

- 利用者登録をする**  
(あらかじめ登録をしないと利用できません)  
・利用者登録は、オンライン申請のほか、市役所窓口、郵送、FAX、メールでも手続きができます。  
・登録用紙は市役所窓口かホームページから入手できます。  
(FAX: 026-273-8787  
メール: kousuu@city.chikuma.lg.jp)  
・登録は無料です
- 利用者カードが届く**  
市役所 申請書 申込書  
市役所
- 利用予約**  
乗車したい便の1時間前(1便は前日20:00)までに、受付のオペレーターに次の事項を連絡  
○利用者カードに記載されている利用者番号  
○乗車したい停留所名  
○降車したい停留所名  
○乗車したい時間
- 乗車**  
予約をした時間に指定の停留所で待つ。  
乗合タクシーに乗車  
指定の停留所で料金を支払い、降車する。

※制度や利用者登録に関するお問い合わせ先/千曲市役所 総合政策課 026-273-1111(内線41132)

### 割引制度(手続きが必要なもの)

区分	名称	内容	料金・割引額	手続き方法
バス デマンド 共通	回数券	100円券×12枚	1,000円	販売所で購入
	回数券 (先計返納者・市民のみ)	100円券×120枚	無料	総合政策課に申請 (返納後1年以内)
バス	乗継券	バスやデマンドの乗継ぎに適用(当日限り)	100円引	乗務員に申請
	高齢者割引	65歳以上(市民)	100円引	総合政策課に申請
	障がい者割引	身体障害者等(市民)	無料	福祉課に申請
	定期券	通勤 1か月 3か月 1か月 3か月 通学	7,000円 19,950円 5,000円 14,250円	販売所で購入
1日乗車券	大人 割引適用者	500円 300円	バス車内で購入	

### 回数券・定期券の販売所

回数券	屋代駅
定期券	戸倉駅
	Yショップ千曲市役所店
	竹林の湯
	健康プラザ
	白鳥園
	長野寿光会上山田病院
	つるの湯
	更埴観光タクシー

表1 添付資料② 東部地区デマンド型乗合タクシー停留所一覧

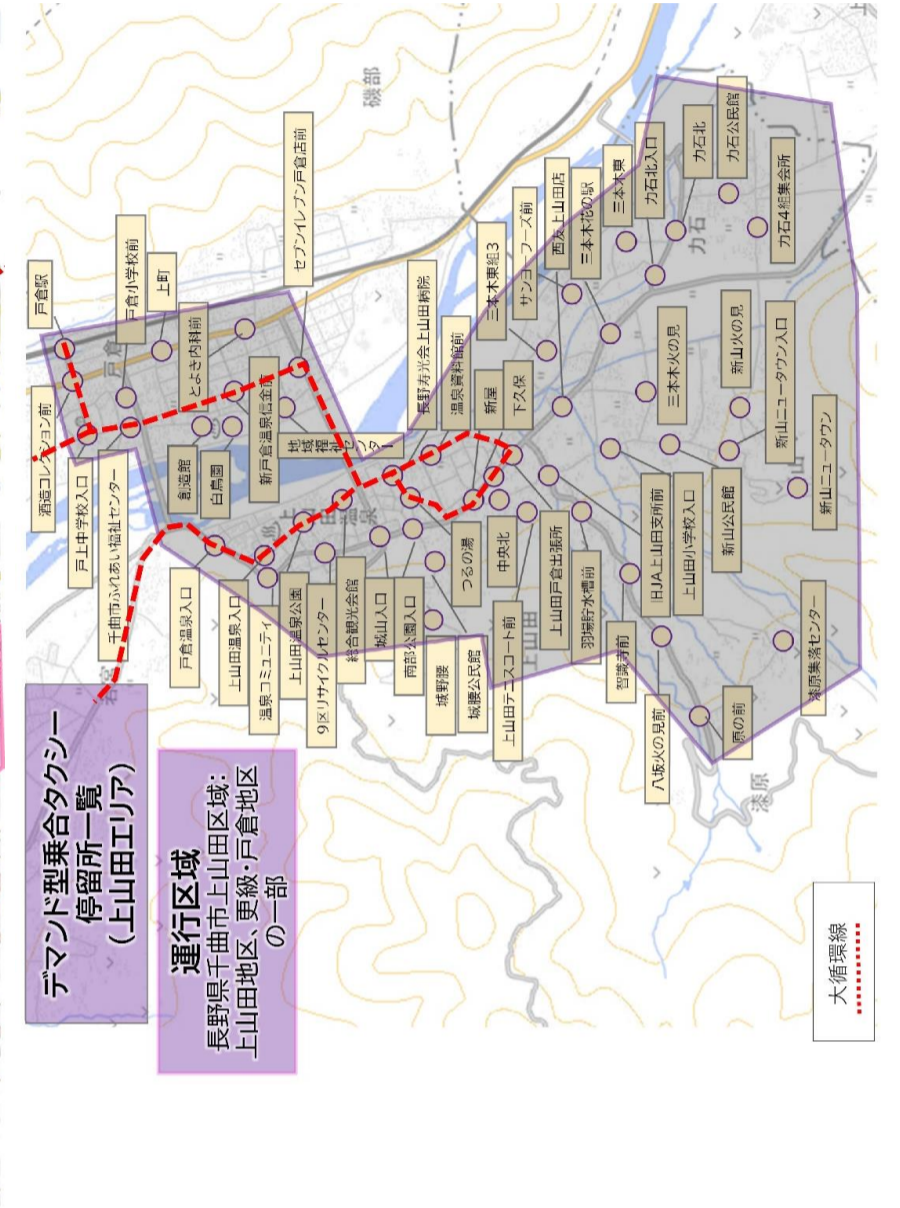
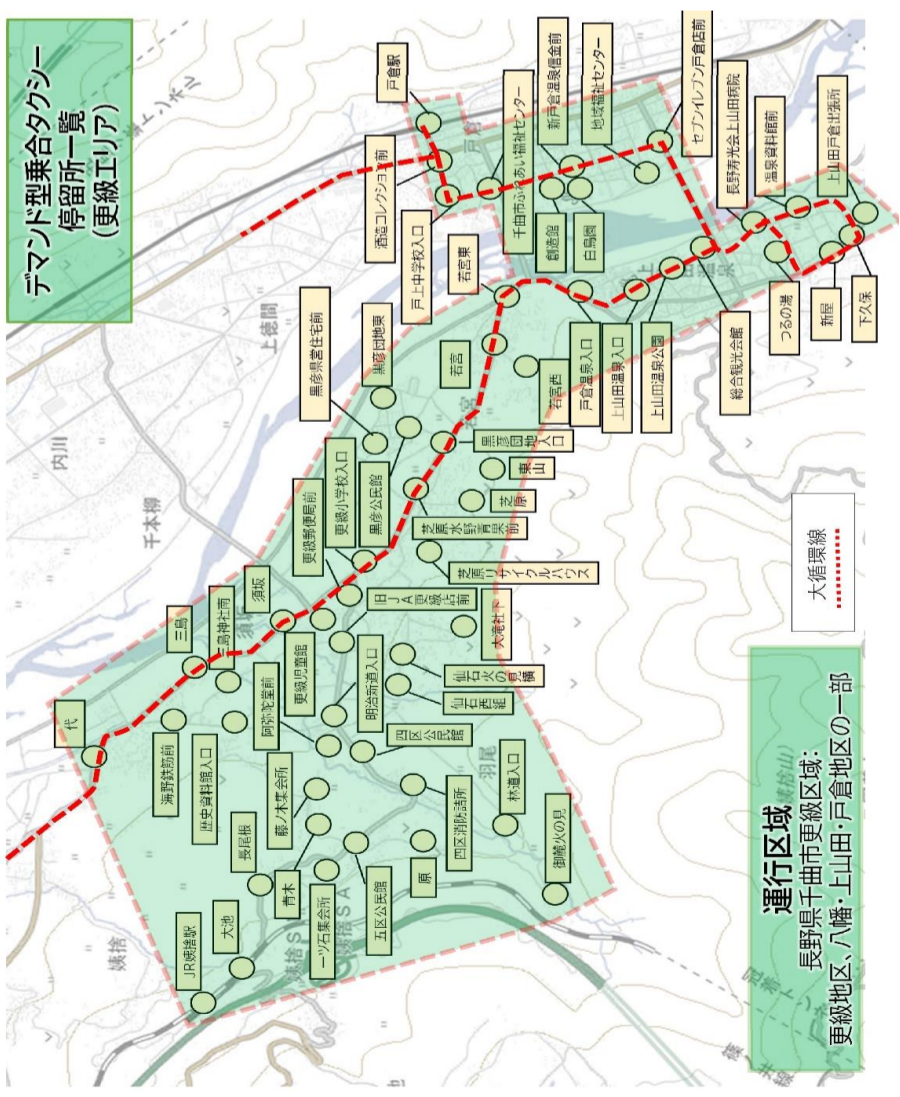
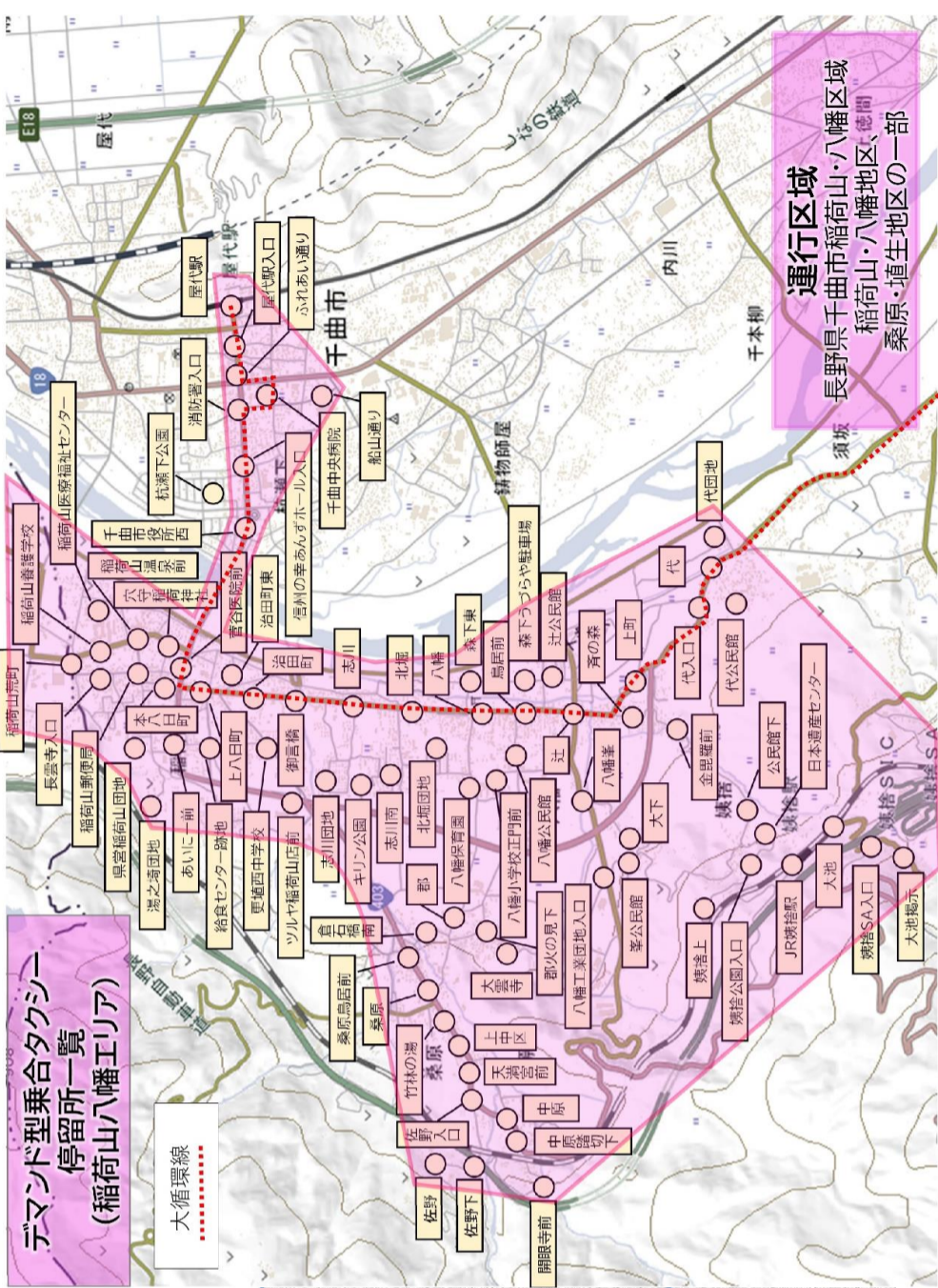
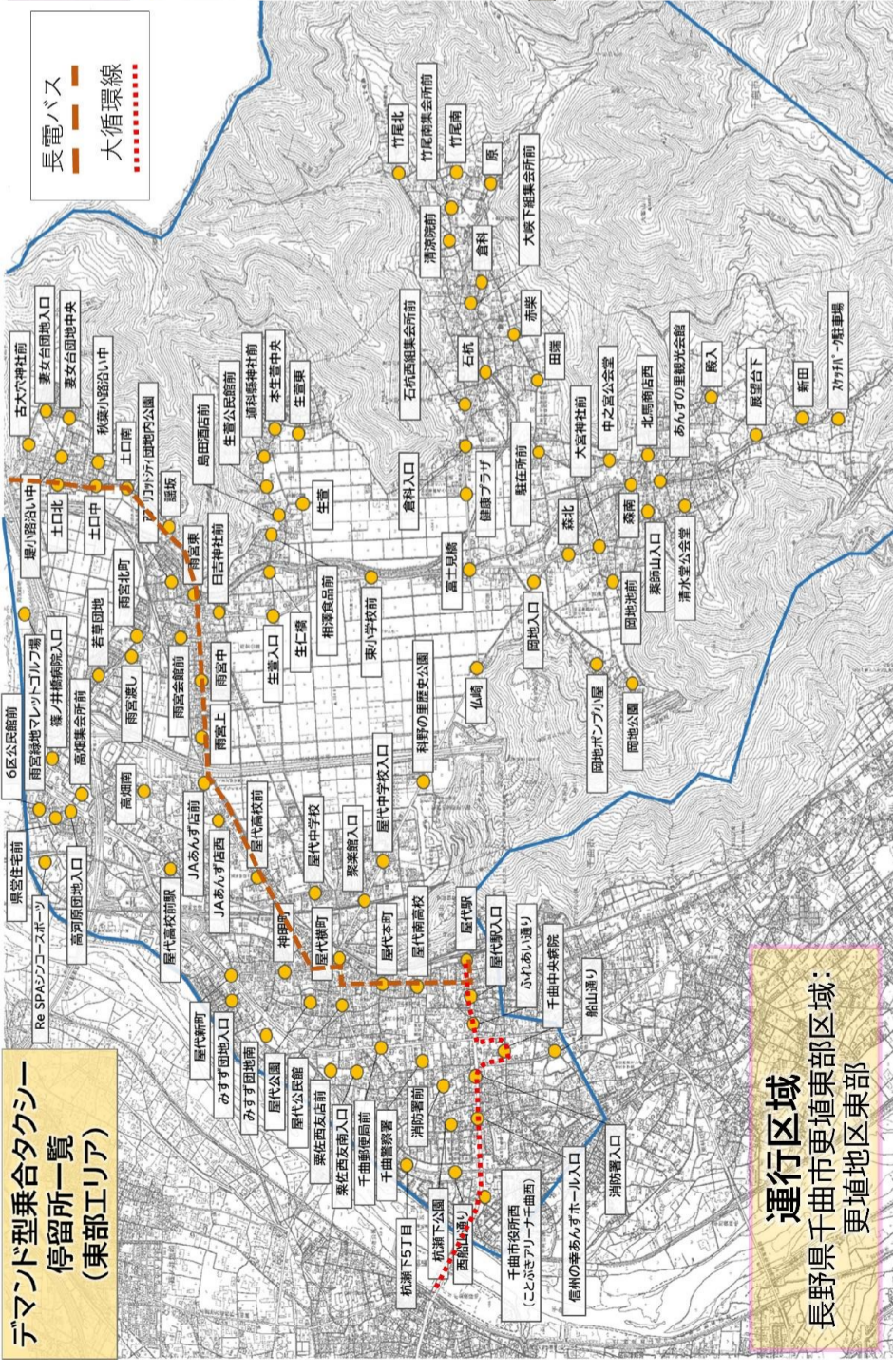


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	千曲市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,761
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
千曲市地域公共交通計画	令和6年3月21日	
	変更: 令和8年1月14日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付資料 人口集中地区以外の地区人口

